

救急講習の実施に係る確認事項について

事業所等から救急講習（普通救命講習または救急法等）の講師派遣依頼があった場合は、以下の感染防止対策について事業所等の担当者と協議し、実施の可否を判断します。

	開催条件等
チェック	【講師派遣依頼等の受付時に確認する事項】
	・管轄内の事業所（研修所等含む）及び学校、勤務地または住民であること。
	・会場の条件① 訓練人形1体につき周囲に半径2mの空間の確保
	・会場の条件② 見学者がいる場合も上記同様 （参加者10人以上を目処に派遣しているため、最低40㎡は必要）
	・参加者は全員マスク着用であること。
	・参加者に高齢者、基礎疾患のある方がいる場合は、感染時に重症化のリスクが高いことを説明
	・当日の朝、自宅で検温を依頼。発熱の場合、参加できない旨の説明
	・当日、かぜ症状、倦怠感等がある場合は、参加できない旨の説明
	・講習後も連絡可能な連絡先を確保すること（参加者全員分）。
	・依頼者側で手指消毒液及び資器材用消毒液を準備すること。
	・当分の間、講習時間が1時間以内のものに限り派遣する。
	・当分の間、対面式の実技は、できない旨の説明
チェック	【実施上の留意事項】
	・職員による確認事項① 参加者のマスク着用を確認
	・職員による確認事項② 参加者にかぜ症状、倦怠感等がないか確認
	・感染防止のため、訓練人形及び使用資器材は一人につき1セット準備
	・参加者多数の場合は、手技実施毎に訓練人形、資器材及び手指を消毒
	・常時換気又は30分毎の換気を実施
	・人工呼吸の手技は講師の展示のみ。受講者には実施させないこと。
	・2m間隔を取っても指導が行き渡るように、マイク又は拡声器を使用
	・休憩を入れる場合はトイレ等利用時に混雑が生じるため、身体的距離や時間を区切って利用してもらう
	・終了後に受講者の中でPCR検査を出すような感染疑いの方が発生した場合は、速やかに消防署の講習担当者に連絡するよう徹底する。
	・終了後（帰宅後）、参加者に手洗いや洗顔を依頼する。
チェック	【講習会終了後】
	・使用資器材の消毒の徹底
	・講師の手洗い、洗顔の徹底